

2025年11月28日

各 位

不動産投資信託証券発行者名 日本プライムリアルティ投資法人 代表者名 執行役員 栄田 聡 (コード番号 8955)

資産運用会社名

株式会社東京建物リアルティ・インベストメント・マネジメント 代表者名 代表取締役社長 城崎 好浩 問合せ先 取締役財務経営本部長 埜村 佳永 (TEL. 03-3516-1591)

新投資口の発行及び投資口の売出しに関するお知らせ

日本プライムリアルティ投資法人(以下「本投資法人」といいます。)は、本日開催の本投資法人役員会において、新投資口の発行及び投資口の売出しに関し下記の通り決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

- I 新投資口発行及び投資口売出し
- 1. 公募による新投資口発行の件(一般募集)
 - (1) 募集投資口数 100,000 口
 - (2) 発行価格(募集価格) 未定

(2025年12月3日(水曜日)から2025年12月5日(金曜日)までのいずれかの日(以下「発行価格等決定日」という。)に開催する役員会において決定する。

なお、一般募集における発行価格(募集価格)は、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における本投資法人の投資口(以下「本投資口」という。)の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満切捨て)を仮条件として需要状況等を勘案した上で決定する。)

(3) 払込金額(発行価額) 未定

(発行価格等決定日に開催する役員会において決定する。なお、 払込金額(発行価額)とは、本投資法人が本投資口1口当たり の新投資口払込金として後記(5)に記載の引受人から受け取る

金額である。)

(4) 払込金額(発行価額)の 未定

総額

(5) 募集方法 一般募集とし、みずほ証券株式会社及びSMBC日興証券株式

会社(以下「共同主幹事会社」という。)並びに大和証券株式会 社、野村證券株式会社及び三菱UFJモルガン・スタンレー株 式会社(以下共同主幹事会社と併せて「引受人」と総称する。)

に全投資口を買取引受けさせる。

なお、上記募集投資口数の一部が、欧州及びアジアを中心とする海外市場 (ただし、米国及びカナダを除く。) の海外投資家に

対して販売されることがある。

(6) 引受契約の内容 引受手数料を支払わず、これに代わるものとして一般募集にお

ける発行価格 (募集価格) から発行価額 (引受価額) を差引いた

額の総額を引受人の手取金とする。

(7) 需要状況の把握 2025年12月1日(月曜日)から発行価格等決定日まで

(ブックビルディング) の期間

(8) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日

(9) 申込証拠金の入金期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日

後の日まで

(10) 払込期日 2025年12月9日(火曜日)から2025年12月11日(木曜日)

までのいずれかの日。ただし、発行価格等決定日から4営業日

後の日とする。

(11) 受渡期日 払込期日の翌営業日

(12) 申込単位 1口以上1口単位

(13) 発行価格(募集価格)及び払込金額(発行価額)、その他この公募による新投資口発行に必要な事項は、今後開催する役員会において決定する。ただし、正式決定前の変更等については、執行役員に一任する。

- (14) 前記各号については、金融商品取引法における届出の効力発生を条件とする。
- (15) 引受人は、本投資法人が指定する販売先として、本投資法人の投資主であり、かつ本資産 運用会社の株主である東京建物株式会社(以下「指定先」ということがある。)に対し、一 般募集の対象となる本投資口のうち、5,500 口を販売する予定である。
- 2. 投資口売出しの件(オーバーアロットメントによる売出し)

(1) 売出人及び みずほ証券株式会社 5,000 口

売出投資口数 オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集に当たり、

その需要状況等を勘案した上で、一般募集とは別に、一般募集の事務主幹事会社であるみずほ証券株式会社が指定先から5,000口を上限として借り入れる本投資口の行う売出しである。上記売出数はオーバーアロットメントによる売出しの上限口数を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合が

ある。売出数は、一般募集の需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に開催する役員会において決定する。

(2) 売出価格 未定

(発行価格等決定日に開催する役員会において決定する。なお、 売出価格は一般募集の発行価格(募集価格)と同一の価格とす る。)

(3) 売出価額の総額 未定

(4) 売出方法 一般募集に当たり、一般募集の需要状況等を勘案し、一般募集

とは別に、一般募集の事務主幹事会社であるみずほ証券株式会 社が指定先から 5,000 口を上限として借り入れる本投資口(以

下「借入投資口」という。) の売出しを行う。

(5) 申込期間 一般募集の申込期間と同一とする。

(6) 申込証拠金の入金期間 一般募集の申込証拠金の入金期間と同一とする。

(7) 受渡期日一般募集の受渡期日と同一とする。(8) 申込証拠金売出価格と同一の金額とする。

(9) 申込単位 1口以上1口単位

(10) 売出数、売出価格、その他この投資口売出しに必要な事項は、今後開催する役員会において決定する。ただし、正式決定前の変更等については、執行役員に一任する。

(11) 前記各号については、金融商品取引法における届出の効力発生を条件とする

3. 第三者割当による新投資口発行の件

(1) 発行新投資口数 5,000 口

(2) 割当先及び割当投資口 みずほ証券株式会社 5,000 口数

(3) 払込金額(発行価額) 未定

(発行価格等決定日に開催する役員会において決定する。なお、 払込金額(発行価額)は、一般募集の払込金額(発行価額)と同 ーとする。)

(4) 払込金額(発行価額)の 未定

総額

(5) 申込期間
(6) 払込期日
2025年12月24日(水曜日)
2025年12月25日(木曜日)

(7) 申込単位 1 口以上1 口単位

- (8) 上記(5)記載の申込期間に申込みのない投資口については、発行を打ち切るものとする。
- (9) 払込金額(発行価額)、その他この第三者割当による新投資口発行に必要な事項は、今後 開催する役員会において決定する。ただし、正式決定前の変更等については、執行役員に 一任する。
- (10) 一般募集を中止した場合は、第三者割当による新投資口発行も中止する。
- (11) 前記各号については、金融商品取引法における届出の効力発生を条件とする。

くご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

(1) 一般募集に当たり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集とは別に、一般募集の事務 主幹事会社であるみずほ証券株式会社が指定先から 5,000 口を上限として借り入れる本 投資口の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」といいます。)を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は上限口数を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに際し、借入投資口の返還に必要な本投資口を取得させるために、本投資法人は、2025年11月28日(金曜日)開催の役員会において、みずほ証券株式会社を割当先とする本投資口5,000口の第三者割当による新投資口発行(以下「本件第三者割当」といいます。)を、2025年12月25日(木曜日)を払込期日として行うことを決議しています。

- (2) また、みずほ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の翌日から 2025 年 12 月 22 日 (月曜日)までの間 (以下「シンジケートカバー取引期間」といいます。)、借入投資口の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る口数を上限とする本投資口の買付け (以下「シンジケートカバー取引」といいます。)を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により買い付けた本投資口は、その口数の全てが借入投資口の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る口数に至らない口数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。
- (3) 更に、みずほ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買い付けた本投資口の 全部又は一部を借入投資口の返還に充当することがあります。
- (4) オーバーアロットメントによる売出しに係る口数から、シンジケートカバー取引及び安定操作取引によって買い付け、借入投資口の返還に充当する口数を減じた口数について、みずほ証券株式会社は、本件第三者割当に係る割当てに応じ、本投資口を取得する予定です。そのため本件第三者割当における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、本件第三者割当における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合には、みずほ証券株式会社による指定先からの本投資口の借入れは行われません。したがって、みずほ証券株式会社は、本件第三者割当に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、本件第三者割当における新投資口発行は全く行われません。また、東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

- (5) 上記(1)から(4)の取引に関しては、みずほ証券株式会社がSMBC日興証券株式会社と協議の上、これを行います。
- 2. 今回の新投資口の発行による発行済投資口総数の推移

現在の発行済投資口総数

一般募集による新投資口発行口数

一般募集後の発行済投資口総数

本件第三者割当による増加投資口数

本件第三者割当後の発行済投資口総数

3, 943, 256 □ 100, 000 □ 4, 043, 256 □

5,000 口 (注)

4,048,256 口 (注)

(注) 本件第三者割当における募集投資口数の全口数についてみずほ証券株式会社から申込み があり、発行が行われた場合の口数を記載しています。

3. 発行の目的及び理由

新たな特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項における意味を有します。 以下同じです。)の取得による外部成長とともに、低位な有利子負債比率(LTV)の維持とデット 調達余力の拡大による持続的な成長に向けた基盤強化を図るため、新投資口を発行することとし たものです。

4. 目論見書の電子交付

引受人等は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しにおける目論見書の提供を、 原則として、書面ではなく、電子交付により行います(注)。

(注) 本投資法人は、電磁的方法による目論見書記載事項の提供を「目論見書の電子交付」と呼んでいます。目論見書提供者は、目論見書被提供者から同意を得た上で、目論見書に記載された事項を電磁的方法により提供した場合、目論見書の交付をしたものとみなされます(金融商品取引法第 27 条の 30 の 9 第 1 項、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第 32 条の 2 第 1 項)。したがって、当該同意が得られない場合、また、当該同意が撤回された場合は、目論見書の電子交付はできませんが、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しにおいては、引受人等は当該同意が得られ撤回されていない投資家に対してのみ投資口を販売します。

5. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額 (差引手取概算額)

105 億円 (上限)

- (注1) 一般募集における手取金の見込額 100 億円及び本件第三者割当における手取金の見込額の 上限 5 億円を合計した金額を記載しています。
- (注 2) 上記金額は、いずれも 2025 年 11 月 14 日 (金曜日) 現在の東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額(億円未満切り捨て)です。
- (2) 調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期

一般募集における手取金(100億円)(注 1)は、下記の「グランフロント大阪(注 2)(共有持分 4.6%相当)」、「FUNDES 蒲田」及び「ホテルグレイスリー浅草」の取得資金の一部に充当します。また、一般募集と同日付をもって決議された第三者割当による新投資口発行の手取金(上限 5 億円)(注 1)は、将来の特定資産の取得又は借入金の返済に充当します。取得予定資産の詳細については、別途 2025 年 11 月 28 日付で公表した「資産の取得及び譲渡(契約締結)に関するお知らせ(「グランフロント大阪」、「FUNDES 蒲田」及び「ホテルグレイスリー浅草」の取得並びに「JPR横浜日本大通ビル」及び「南麻布ビル」の譲渡)」に記載の

通りです。

物件番号	取得予定資産	取得予定価格(百万円)	取得予定時期
事務所 C-23 事務所 C-24	グランフロント大阪 (共有持分 4.6%相当)	17,200	2025年12月
商業施設等 B-8	FUNDES 蒲田	8,101	2025年12月
商業施設等 B-9	ホテルグレイスリー浅草	6,700	2025年12月

- (注1) 調達する資金については、支出するまでの間、金融機関に預け入れる予定です。
- (注2) グランフロント大阪は、取得予定資産である「グランフロント大阪 (うめきた広場・南館)」 及び「グランフロント大阪 (北館)」を総称したものを指します。

6. 配分先の指定

引受人は、本投資法人が指定する販売先として、本投資法人の投資主であり、かつ本資産運用会社の株主である東京建物株式会社に対し、一般募集の対象となる本投資口のうち、5,500 口を販売する予定です。

7. 今後の見通し

2025 年 11 月 28 日付で公表した「2025 年 12 月期及び 2026 年 6 月期の運用状況の予想の修正並びに 2026 年 12 月期の運用状況の予想に関するお知らせ」に記載のとおりです。

(参考) 2025年12月期、2026年6月期及び2026年12月期の運用状況の予想

	営業収益 (百万円)	営業利益(百万円)	経常利益(百万円)	当期純利益 (百万円)	1 口当たり分配金 (利益超過分配金は 含まない)	
2025年12月期 予想	20, 321	10, 470	9, 400	9, 400	2,090 円	-
2026 年 6 月期 予想	20, 663	10, 705	9, 566	9, 566	2,127円	_
2026年12月期 予想	19, 242	9, 161	7, 925	7, 925	2, 100 円	_

8. 最近3営業期間の運用状況及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3営業期間の運用状況

	2024年6月期	2024年12月期	2025年6月期
1口当たり当期純利益(注1)	1,888円	2, 203 円	2,602 円
1口当たり分配金	7,600円	7, 935 円	8,030 円
実績配当性向	100.6%	90.0%	76.6%
1口当たり純資産	68, 620 円	68, 923 円	69, 316 円

- (注1)1口当たり当期純利益は、当期純利益を期間の日数による加重平均投資口数で除することにより算定しています。
- (注 2) 2025 年 6 月 30 日を分割の基準日とし、2025 年 7 月 1 日を効力発生日として、投資口 1 口 につき 4 口の割合による投資口の分割を行いました。1 口当たり当期純利益及び 1 口当た

り純資産については、2024 年 6 月期期首に当該投資口の分割が行われたと仮定して算定しています。

(2) 最近の投資口価格の状況

① 最近3営業期間の状況

	2024年6月期	2024年12月期	2025年6月期
始 値	348,500 円	320,000 円	320, 500 円
高 値	363, 500 円	357, 500 円	378,000 円
安 値	307,000 円	305, 500 円	318,000円
終値	324,000 円	315, 500 円	370, 400 円

(注)始値、高値及び安値については、東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値に基づき算出した数値を記載しています。

② 最近6か月間の状況

		2025年6月	7月	8月	9月	10 月	11月
始	値	362,500 円	93,000 円	100,000 円	105, 200 円	103,000 円	105,600 円
高	値	378,000 円	99,300円	105, 100 円	106, 200 円	105,600 円	107,700 円
安	値	361,000 円	93,000 円	100,000 円	101,900 円	102,000 円	103,400 円
終	値	370,400 円	99,300円	103, 400 円	103,100円	104,800 円	107,700 円

- (注 1) 始値、高値及び安値については、東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値に 基づき算出した数値を記載しています。
- (注2) 2025年11月の投資口価格については2025年11月27日現在で表示しています。
- (注3) 2025 年 6 月 30 日を分割の基準日とし、2025 年 7 月 1 日を効力発生日として、投資口 1 口につき 4 口の割合による投資口の分割を行いました。

③ 発行決議日の前営業日における投資口価格

	2025年11月27日
始 値	107, 100 円
高 値	108, 200 円
安 値	107,000 円
終値	107,700 円

(3) 過去3営業期間のエクイティ・ファイナンスの状況 該当事項はありません。

9. その他

(1) 追加発行制限

本投資法人及び株式会社東京建物リアルティ・インベストメント・マネジメントは、一般募集に関し、共同主幹事会社との間で、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から6か月後の応当日までの期間中、投資口の追加発行(ただし、一般募集及び本件第三者割当、投資口の分割等の場合の追加発行を除きます。)を行わないことに合意しています。なお、上記の場合においても、共同主幹事会社は、そのいずれもが同意する場合、その裁量で当

該制限を一部若しくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有しています。

(2) 売却制限

一般募集に際し、指定先に対し、共同主幹事会社との間で、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から6か月後の応当日までの期間中、2025年11月28日(金曜日)現在保有している本投資口117,200口及び一般募集により取得することを予定している本投資口5,500口について、オーバーアロットメントによる売出しに伴う本投資口のみずほ証券株式会社への貸出しを除き、他の者に対する売却、譲渡、担保権の設定、貸出しその他の処分等を行わない旨を約するよう要請する予定です。ただし、共同主幹事会社の事前の書面による承諾を得た場合は、この限りではありません。

本投資法人の投資主である株式会社東京建物リアルティ・インベストメント・マネジメントは、一般募集に際し、共同主幹事会社との間で、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から6か月後の応当日までの期間中、2025年11月28日(金曜日)現在保有している本投資口400口について、他の者に対する売却、譲渡、担保権の設定、貸出しその他の処分等を新たに行わない旨合意をしています。ただし、共同主幹事会社の事前の書面による承諾を得た場合は、この限りではありません。

以上